三十五　国土交通省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
空港・航空路監視レーダー事務所	所長	三種
	次長 課長 先任航空管制官 次席航空管制技術官（人事院の定めるものに限る。）	四種
（略）	（略）	（略）

三十六～四十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二四―一六

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（返納の事由及び額等） **第十九条の二**　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 一・二　（略） 三　月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派	（返納の事由及び額等） **第十九条の二**　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 一・二　（略） 三　月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派

三十五　国土交通省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
空港・航空路監視レーダー事務所	所長	三種
	次長 課長 先任航空管制官 次席航空管制技術官（人事院の定めるものに限る。）	四種
航空衛星センター	所長	三種
	課長 先任施設運用管理官 先任航空衛星運用官 次席航空衛星運用官（人事院の定めるものに限る。）	四種
（略）	（略）	（略）

三十六～四十二　（略）